

大田区告示第 756 号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定により、ハイツ西馬込マンション建替組合の定款および事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 9 月 1 日

大田区長 鈴木 晶 雅

1 組合の名称

ハイツ西馬込マンション建替組合

2 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(1) 名称 ハイツ西馬込

(2) 敷地の区域 大田区南馬込五丁目 53 番 1

3 施行再建マンションの敷地の区域

大田区南馬込五丁目 53 番 1

4 事業施行期間

令和 5 年 4 月から令和 10 年 4 月まで

5 事務所の所在地

東京都中央区八重洲 1 丁目 9 番 9 号

6 設立認可の年月日

令和 5 年 4 月 7 日

7 定款・事業計画の変更認可の年月日

令和 5 年 8 月 31 日